

平成30年度第13回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 平成30年11月5日（月）13：15～18：05
- 2 場 所 3号館8階教育委員会室
- 3 出席者 <教育委員会>
長田教育長 山本委員 梶木委員 伊東委員 福田委員 今井委員
<事務局>
川田教育次長 後藤教育次長 浜本総務部長 藤原学校教育部長
荒牧教育施策推進担当部長 住谷教職員人事担当部長 大谷計画担当部長
山下総合教育センター所長
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 2名
- 6 次 第
教第50号議案 神戸市立学校の授業料に関する条例施行規則の一部を改正する規則に
ついて
協議事項16 平成31年度予算要求について
協議事項17 小・中学校における夏季休業中の授業日について
協議事項18 市立幼稚園の保育事業について
協議事項19 学校施設の長寿命化について
協議事項20 教職員の人事異動について
報告事項1 組織体制及び事務執行管理に関する緊急取組の実施状況について
報告事項2 平成30年第2回定例市会の報告について
報告事項3 小規模校の適正化対策等について
報告事項4 組体操について
報告事項5 教職員の人事について
報告事項6 柔軟な校区運用について
報告事項7 神戸市教育委員会職員の職員団体の活動における職務専念義務違反に関
する調査委員会について
報告事項8 障害者雇用率について
報告事項9 校区調整にかかる説明会について

7 会議内容

(長田教育長)

それでは、ただいまから教育委員会会議を始めます。

本日は議案1件、協議事項5件、報告事項が9件となっています。このうち、協議事項

の16、17、18、19、20、それから報告事項の3、5、9については非公開とさせていただいてはいかがかと思っています。

まず、協議事項16、17、18、19については、教育委員会会議規則第10条第1項第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じる恐れのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるもの。協議事項20については、同項第2号により職員の人事に関する事。報告事項3については、同項第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じる恐れのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるもの。報告事項5については、同項第2号により、職員の人事に関する事。報告事項9については、同項第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じる恐れのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものということで、それぞれ非公開としてはいかがかと思いますがいかがでしょうか。

(6名の賛成により非公開案件を決定)

(長田教育長)

ありがとうございます。

それではまず報告事項1、組織体制及び事務執行管理に関する緊急取り組みの実施状況についてです。

報告事項1 組織体制及び事務執行管理に関する緊急取り組みの実施状況について

(長田教育長)

こちらは組織風土改革のための有識者会議からの中間取りまとめを受けて実施した緊急取り組みを踏まえた状況についての報告です。

それでは説明をお願いします。

(金気総務課総務係長)

お手元の資料の1ページをお開きください。緊急取り組みについて、既に御報告させていただいているものも含めて、改めて時系列で御説明させていただきます。

右肩に9月14日とある緊急取り組みを御議論いただきましたけれども、組織風土改革のための有識者会議からの中間取りまとめを受けて、こういった取り組みをするということで、下記の大きく2点——1つ目は学校教育課の組織改正を10月1日で行っていますということと、もう一つは二重丸のところで、教育委員会事務局全体の緊急取り組みということで、1番の権限・責任や指揮命令系統の明確化、情報の共有化・集約化と、次のページ

2、3、4とありますけれども、こういったことを全体で取り組んでいきたいということで周知しています。

3ページにまいりまして、ごらんいただいているかもしれませんが、1点目は学校教育課の組織改正ということで、こちらは10月1日で組織改正が行われています。

次に、2点目の事務局全体の緊急取り組みの具体化ということで、4ページです。これを9月末に各所属における権限・責任及び指揮命令系統の明確化ということで依頼して、下2段落のところでは各所属の担当業務における権限・責任及び指揮命令系統について、所属内で改めて再確認いただいて、その結果を総務課まで提出してくださいということで、作業を依頼しています。

もう一つ、それとともに次の5ページになりますけれども、教育委員会事務局における情報の共有化・集約化の徹底ということで、改めて教育委員会事務局全体の情報の共有化・集約化の周知徹底ということで、下記の特に1番の情報の共有化——①から④までありますけれども、例えば①国・県の重要文書であるというのは総務課総務係、ここが情報の集約元となるということであったり、②市会への報告は総務課経理係、③マスコミへの情報提供というのは総務課企画調査係、④教育委員会会議については総務課調整係であるということ再度周知するとともに、2番のところでは事務局から学校園への通知・照会等の集約化ということで、いろんな部局から学校園に対していろんな通知がいきますので、これらの情報を一括で改めて集約するというので、次ページになりますけれども、6ページの1番、趣旨のところでは、各所管課から学校園への周知を行う事項について、事前に学校経営支援課のほうで集約をしますということなので、通知を行う際はこの学校経営支援課に必ず情報を報告してくださいということ徹底しているところです。

今、御説明した、特に次の7ページになりますけれども、権限・責任及び指揮命令系統の改めた整理ということで、ちょっとサンプルで2課ほどの分を7ページと8ページにわたってつけています。7ページは総務課——私の課になりますけれども、例えば1番右にそれぞれの担当がしている事務分担、業務分担というのがあって、これを改めて誰が担当していて、それをどの係長に上げて、どの課長に上げる。これは当たり前のことですけれども、これを再度しっかり認識を持つということを10月1日で各所属が持ってくださいということで、こういった整理になっています。

教育委員会の特徴的なところで言いますと、真ん中より下ほどぐらいで事務分担としては右に印刷物（校園一覧）とあるのですが、例えばこういったものが担当のところはバーが入っているのですが、この担当は誰かという主事が正の担当をしていて、教頭級の指導主事ということで、それを行政的に補完する行政の係長がいて、主事がメインでやりながら、それを課長・部長に上げていくというような形になっているというのが、この指導主事制度というところで、ちょっと特殊なのかなというところがあります。

一方で次の8ページですけれども、特別支援教育課では、やはり現状特別支援教育課は学校現場から指導主事としてこちらに来ていただく中で、専門的に事業を行っていただく

分担として、例えば推進係（推進ライン）というふうにあるのですけれども、ここは黒塗りしていますが、担当のところは全部実は主事であって、結構教頭級の方が分担を持っています。それに対してこの左の係長とありますけれども、これも実は教員籍でラインの係長といったところで、同じ教頭級なんかでもちょっと分担的に報告を受けたりということが同列でなかったりというところが実は現状としては各課あるというところですが、これに関しては、現状を再度認識するとともに、次の通知文になりますけれども、これはまだ案で、今各課から集約した分担の役割というものを2段落目にあるのですが、まずは職員全員が十分理解して認識して、他所属や学校園と情報共有・連携しながら職務を遂行することで事務局の縦割り意識、連携不足の解消を図ってくださいますようにお願いします。

この分担の情報を共有するとともに、なお書きで書いていますけれども、今申し上げたような課題については、係長級——教頭級は係長級という位置づけですので、こういうことを視野に入れながら実態もこれに沿う形にということで、来年度までにこういった整理・改善を図っていきたいということで、各局に情報共有と、また来年度に向けての整理ということを事務局で取り組んでいこうと思っています。

長々となりましたが、説明は以上です。よろしく申し上げます。

（長田教育長）

では、この件について御意見、御質問をお願いします。

（伊東委員）

直接は関係ないのですけれども、体罰を許さない学校づくり検討委員会というのは、この図でいくと、どこに属してくるのですか。

（金気総務課総務係長）

済みません。また調べておきます。

（長田教育長）

これは例示ですよ。

（金気総務課総務係長）

例示です。

（長田教育長）

総務課と特別支援教育課の例示ですよ。だから、ほかの課も一応まとめたものをもらっているのですか。

(金気総務課総務係長)

全部もらっています。

(長田教育長)

それを確認して、また報告をしてください。

(金気総務課総務係長)

わかりました。

(梶木委員)

もう11月になって、これを皆さんに周知してから1カ月たとうとしているのですけれども、1カ月たった中で改善された部分とか、まだ課題として非常に大きく残っている部分とかがあれば教えていただきたいと思います。うまく回っていつているのならいいのですが、課題としておっしゃったところもあると思いますけれども、それ以外に何か見えてきた部分というのが逆にあるのでしょうか。

(金気総務課総務係長)

繰り返しになるかもわかりませんが、例えば、先ほど事務局内で市会への報告がこの係の役割であるとか、そういうところは改めて周知徹底をしましたので、当然10月にもう一度認識を持っていただいて、これは今スタートしたばかりなので、もちろん順調に進んでいつているのではないかなということ、これは頑張っていけないところだと思っています。

やはり課題としては、先ほども申し上げたような、課によって分担といいますか、ラインというのが、再度認識を持つための作業をしても、いまだに不明確なところがありますので、ここはちょっともう一度整理が必要です。特にこれはまた各課の状況を伝えると、ほかの課はこういうことでやっているのだというような整理の状況もわかると思うので、非常に参考になると思いますので、ここら辺をしっかりとこの際徹底的に整理をしないといけないと思っていますので、そこが一番の課題だという認識はしています。

(梶木委員)

案を見せていただいて、来年度までには是正・改善を行ってくださいとありますが、すごく期間が長いと思うのですけれども。

(金気総務課総務係長)

組織改正や定例的な人事異動も含めて、やはり年度が変わりということが大きく変えられる、人も異動とか採用とか、そういったところも確保した上でということ考えてい

ます。

(梶木委員)

今できることもありそうな気もするのですけれども、新たに人を置くというのは難しいですけれども、今年度はまだ11月から3月まで残っていて、次年度のことをいろいろ考えていかないといけないときに、来年度から頑張っていこうみたいな、こういう書き方だと、今年度抜け落ちていくところがたくさんあるのではないかなと思います。せつかく組織改正して、こういうふうにやっていっているのに、一旦やったらもう終わりですというよりも、やはり残りの期間の部分でできるだけのことをやっていくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。今いる人員でできることとか、職掌がしっかりわかれていない部分はきちっとやっていくんだというところを見せていかないと、ちょっと緩いなと思いました。

(長田教育長)

この、なお以降の2行の意味がよくわからないのですが、何が言いたいのですか。

(金気総務課総務係長)

今年度中に必ず整理をしてくださいということです。

(長田教育長)

いや、そうじゃなくて、本来あるべきなのはこの担当業務については担当者がいて、その上に係長なり指導主事がいて、その上に課長なり首席がいてということですよ。これがさっきの説明だと、担当を教頭級の指導主事がやっていて、結局その下の担当者がいないまま、担当者の仕事も係長の仕事も主事がやっているみたいなことですね。それを、このなお書き以降で、是正を来年度までに考えてくださいよと、こういう趣旨ですか。

(金気総務課総務係長)

そうです。

(長田教育長)

それであれば、それがわかるように書いてもらいたいと思いますし。ただ来年度の4月を待たないとできないこともあるのであれば、ひょっとしたら今の梶木委員の意見にあったように、前倒しでできる部分ももしあるのであればやらないといけないですね。

(浜本総務部長)

そうですね。おっしゃるとおりですので、事務分担を変えることによって、そうやってできる場合もあるかもしれませんので、そこは加えさせていただいて、年度内にできるこ

と、すぐできることについてはやってほしいということで、通知文の中に加えさせていただいた上で、人の入れかえ、担当者をいきなりつけるというのもなかなか年度途中は難しいので、来年度4月に向けてということに変えさせていただこうと思います。

(長田教育長)

いずれにしてもその権限・責任とか、指揮命令系統が不明確ではっきりしていない部分があったという、これは大いに反省しないといけないところで、そこを何とか事務局の職員がそういうことではだめだという認識を改めるという意味で、これを整理していただいたのだと思います。その趣旨を十分徹底をして、今できることは改めてしていただいて、もし今年度は無理であれば来年度の組織改正とか人事異動を機に、きれいに直してもらおうということだと思います。

(梶木委員)

兼務でも何でもやっていかないと、今、漏れ落ちているのではないですか。それは大丈夫なのですか。担当者がいないからという話がまかり通ってしまうと、その仕事は残り半年動いていかないことになってはいかないですか。誰かがやっているのですか。

(浜本総務部長)

それは、今の段階では指導主事がやらざるを得ないということですので、それはもう担当の仕事も含めてやっています。ただ、そこでやはり抜け落ちている部分がないのかどうかの確認を、きちんとしていただくという趣旨でやっていこうと思っています。

(梶木委員)

わかりました。

(長田教育長)

正しい姿ではないのは間違いありませんね。

(浜本総務部長)

そうですね。

(長田教育長)

あるべき仕事のやり方とは、まだやはりなっていません。今、梶木委員が心配されているのは、誰も担当とかする人がいなくて、抜け落ちていないかということが一番心配されているのですね。

(梶木委員)

そうです。抜け落ちていて半年間それを放置してしまうというのが、一番だめな姿であって、それはないですねということです。

(浜本総務部長)

そうですね。もし、そういうのがあれば困りますので、各課にはそういうことのないように徹底していきます。

(梶木委員)

あとは仕事量の多い・少ないがあったりするのがちょっと見えません。忙し過ぎてできなかったというのであれば、やはりそこには人がいるんだということになってくると思いますので、それもお願いします。

(金気総務課総務係長)

はい。

(伊東委員)

1カ月やってきてどんな感じですか。うまくいっているところとか、人が明らかに多過ぎるとか少な過ぎるとか、何か共通のことをダブってやっているとか、何かそういう見えてきたものというのはこの1カ月でありますか。

(金気総務課総務係長)

先ほど各課の分担を整理する中で、8ページの右に事務分担があつてという表の中で、改めて担当者が誰なのかということと、例えばその仕事を重複して同じ係長に報告していたとかということは、今回これを整理する中で各課においてこれはこうあるべきだろうということで、それは一旦整理できていると思いますので、それが明確になっていることは、この整理で改善されたとは思いますが、やはり課題はいっぱいあるというところで、そういうところは整理が、微々たるものかもしれませんが、一旦できているのではないかと考えています。

(川田教育次長)

学校教育部の中に児童生徒課をつくって、学校現場から見たときに相談窓口が明確になるように、この児童生徒課が受けるということで、今まではその隣にある学校運営支援係にも相談が入っていたということがよくあったのですけれども、学校運営支援係のほうへの相談というか、電話の数はかなり減ったというふうに聞こえてきていますので、そういう意味では学校は相談窓口が子供に関することでしたら児童生徒課という認識で、今も動

けているのかなというふうに思っています。

(山本委員)

学校現場に行ったときに、この組織改正の後に迷っていませんかとか、困っていませんかというあたりを聞くと、いやそんなに迷わずという声は比較的聞いているのですが、ただ、今言われるように、ここからしばらくこの組織でやっていくときに必ず検証みたいなものはいるでしょうし、そこを放っておくとまた同じことが詰まることになるかと思いません。今後とも検証と改善をよろしくお願いしたいと思います。

(金気総務課総務係長)

わかりました。

(長田教育長)

分担のこの表のまとめたものは、学校現場にも配る予定ですか。そこまでは配らないですか。事務局の窓口がよくわからないというような意見も学校現場にありましたが、そのあたりはどうですか。

(浜本総務部長)

窓口がこれだと非常にわかりにくいので、もう少しわかりやすい窓口を設定して、例えば児童生徒課であるとか、教職員課もそうですし、特別支援教育課もそうですので、そういうところについては簡単な、もう少しわかりやすいものを用意しようと思っています。

(長田教育長)

ちょっとわかりやすいように工夫してつくってもらって、配っていただくのが一番いいかなと思いますね。

(福田委員)

今までこういうきちんとした整理が欠けていたというような反省を含めて、こうやって責任と仕事の役割を明確にしようというのは、大きな組織としては、これは必要条件だと思いますね。これは、この考え方で推進していくというのは、当然私はもちろん賛成というか、そうすべきだと思います。問題は、非常に偏った——さっきも委員から出ていたけれども、物すごく集中したグループとか組織とか係とかがあった場合にそれをどうやって解消するかということです。こうやってきちんと決めてあればあるほど、余り組織のフレキシビリティというのが逆に阻害されます。そのときにどう解消するかというのをちょっと考えてもらいたいなと思っています。

例えばこれでいえば、それぞれの業務に対して、最終的には各部長さんが最高責任者に

なります。そういう部長会議をやはりできるだけ適切に開催してもらって、これだけの業務があって、役割分担のところには配分されていないのだけれども、今月はちょっと回してもらえないとか、そういうフレキシブルな組織運営、対応をやっていただければ、先ほど人が欠けているとか、欠けていないとかという問題も解消できるのではないかなと思います。限られた人数でやらなければならないわけで、そのときに極端に差があるような仕事量であれば、組織間でできるだけうまく融通していくということもちょっと考えておかないとまずいかなというふうに思います。それは検討していただきたいなと思います。

(長田教育長)

はい。ぜひ検討します。

(今井委員)

今、サンプルで出ている表ですけれども、権限に関する落とし込みというのはこの中でできないのですか。どのレベルでどこまで判断できるかという決裁権限についての整理ということです。

(浜本総務部長)

一応その辺は別途規定がありまして、ここに書き込むとかなりごちゃごちゃしてしまう可能性もありますので、少しそれは考えさせてください。再度周知するとか、そういったことは必要かなと思いますので、その中でやはり権限としてこれが妥当なのかどうかという検討も必要かなと思います。それも来年の4月という、また怒られるかもしれませんが、少し考えさせていただきたいと思います。

(長田教育長)

ちょっと気になるのは、いわゆる決裁権限は規定があって、この案件は課長まで、これは部長までと決まっていますけれども、そこで読み取れないというか、それ以外のことがありますよね。意外なものといったらいいのかわかりませんが。

(金気総務課総務係長)

今回の事務でどこにも入っていないものですね。

(長田教育長)

どこにも入っていないというか、この規定にはどれに該当するのかというのがないことはないと思いますね。

(浜本総務部長)

ちょっと文字づらでわかりづらいということは確かにそうです。

(長田教育長)

それがやはり今回の御遺族からの質問でもあり、ほかにも例えば重大な通知文とかそういうものがあつたときに、しっかりとしかるべきところまで即時共有をするという、そういうことに欠けているところがあると思います。そういう意味で、今、今井委員がおっしゃったような部分も含めて、ちょっと1回整理をしていただいたほうがいいのではないかなと思いますね。

ほか、いかがでしょうか。

(今井委員)

出してしまっている文書なのですけれども、9月25日付で出している依頼文で、1. 権限・責任や指揮命令系統の明確化、情報の共有化・集約化なのに、情報の共有化・集約化というのはこの下には出てこなくて、この文章だけ見るとちょっとどうなのかなと思います。ただ、情報の共有化・集約化は10月1日付でまた別に出されているということなのです。こちらのほうはこちらで、その10月1日付の文書の1の中で①から④を挙げているのですけれども、それは1の上の3行が本文とリンクしていなくて、これだけ読むと、中にいらっしゃる方はわかるかもしれないのですけれども、例えば異動で来た人がぱっと読んだときに、十分に理解できるのかなというのと、ちょっと文章としてはすごくわかりにくいなと私は思いました。内部で配付されて御質問とか、ちょっとわかりにくいということは特になかったですか。

(金気総務課総務係長)

今おっしゃられたように、ちょっと文章が不十分なところがありまして、一応言葉でもお伝えもしています。

(長田教育長)

あと、5ページの10月1日付の文書は1番のところは頭の3行とは別にといいか、それとは別に特だしみたいな格好で①から④があるのではないですか。

(金気総務課総務係長)

そうです。

(長田教育長)

そういう文書にはなっていないけれども、多分整理した人はそれが言いたかったのかなという感じがします。総務部長名になっていますけれども、総務部長いかがですか。

(浜本総務部長)

はい。確かに整合ができていませんので、問い合わせはありませんけれども、おっしゃるとおり、もう一度徹底するなり何なりをさせていただきます。また、この事務分掌も通知を出しますので、その中に少し補足させていただきます。

(今井委員)

あと、10月1日付で御依頼している学校園への通知の集約化ですけれども、これは実際に始まってどうですか。これで少しでも学校園との関係で、うまく無駄を省いて、共有化が図れている部分はありますか。

(竹森学校経営支援課長)

まだ実際にこの取り組みを始めたところで、通知文の数が減ったところまでは達していませんけれども、一旦私どもの課のほうで集約して、集約だけにとどまらず、この期間にこういう文書の発出がありましたというフィードバックもするようにしています。2週間ずつ区切って、ほかの課でこういう文書が出されていますというようなことも通知をしていて、それらを見ていただく中では、こんなときにこんな文書をほかの課が出しているのだったら、例えばうちと合わせて出せるなどか、そういう気づきにまでできればもっていきたいなと思っています。もうちょっと時間はかかるかもしれません。

(梶木委員)

5ページにまさしく書いていただいているように、事務局内における情報の共有化・集約化のところに、教育長・教育委員への情報伝達・説明を行ってくださいと書かれていますので、ぜひ今一度きちんとした期間をもって説明をしていただくようにお願いします。10月に出ているのだと思って、ちょっとびっくりしています。

(伊東委員)

メールでやりとりするときの規則とかも明確にしていくのですか。例えばCCで必ずこの人を入れてとか、何かそういうことは考えていますか。1対1のやりとりで終わっちゃうとか、そういうところまではまだですか。

(金気総務課総務係長)

そこまではまだです。

(伊東委員)

メールとかのやりとりが頻繁になったときに、どうですか。

(浜本総務部長)

そういったことで自分の関係するところに流すようにという、そういう注意喚起はできるかなと思います。先ほど、文書の共有というのがありましたけれども、まさにそれをねらっているところもありますので。

(伊東委員)

ぜひメールのところも、何かグループ的なメールがありますよね。ここであれば学校への周知を行う事項について、そういうのをぜひ活用していただけたらと思いますが。

(浜本総務部長)

ほかの課が何をやっているのか、誰が何をやっているのかがわかっていないところもありましたので。

(伊東委員)

今までだったら、担当の方が1対1でやりとりした形跡が幾つかあったので、その方がやったのかやらなかったのかということになると、第三者はもう全くわかりません。でするので、必ずCCでどなたかに残してやっていくと、今回のようなことが少しでも複雑化しなくてというところがあると思います。とかく書類が多い、役所はそういうところですが、メールはすごく簡単なので、そこをちょっと軽視せずにしていただければと思います。

(長田教育長)

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(長田教育長)

続いて報告事項2です。平成30年第2回定例会市会の報告についてです。

報告事項2 平成30年第2回定例会市会の報告について

(長田教育長)

こちらは10月26日市会本会議一般質問の報告となっています。この件について御質問等ございませんでしょうか。

(今井委員)

空調設備のことについては、本当にまさにそうだなと思う部分もあるので、そこは後の予算要求とのからみだと思いますが、またそこでお聞かせいただけたらと思います。

図書館の充実についてですが、また改めてお話しを聞かせていただけますでしょうか。本当に神戸市は面積とか人口にしては、やはり館数が少ないので、例えば分室を設けるとか、いろいろもう少し、本当にあまねく皆さんに利用していただけるようにと思います。

(長田教育長)

また一度機会がありましたらですけれども、いずれにしても全体としての図書館サービスが大事で、これを充実していかないといけないことなので、地域の図書館を中心に、ここにも出ていますが移動図書館、それから予約図書サービスコーナーとか、返却のスポットの増設とか、一度トータルで説明をしてもらったほうがいいと思いますね。

空調のほうは、特に今年は災害で避難所の開設もあったりしましたので、そちらのほうでかなり熱中症対策という意味でも、いろいろ具体的になってきていますので、またそれは御意見をいただきたいと思います。

ほか、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

(長田教育長)

それでは続いて報告事項8です。障害者雇用率についてです。

報告事項8 障害者雇用率について

(長田教育長)

これは平成30年度の障害者雇用率について、兵庫労働局より依頼があり実施した再点検の結果の報告となっています。

御質問等ございましたらお願いします。

前回報告していただいたのは平成29年の分でしたね。

(金気総務課総務係長)

29年度の分を数カ月前にさせていただきました。

(長田教育長)

これは平成30年6月1日付の報告ですね。

(金気総務課係長)

はい。再点検依頼が労働局からありました。

(伊東委員)

率とは関係ありませんが、こういう方々が役所とか教育委員会事務局に勤務されたとき、バリアフリーの整備というのはどんな感じなんですか。お手洗いとかも含めて、進みは若干おこなっているのですか。

(長田教育長)

トイレは大体変わっていますね。

(浜本総務部長)

そうですね、はい。全面的といいますか、行けるようなところはちゃんと整備をさせていただいていますので、大丈夫かと思えます。出先とかその辺で、ちょっとなかなか対応できていないところがあるかと思えます。配置にあたってそういうところを考慮しながらになっていると思えます。

(伊東委員)

見えるところだけを見たら、皆さん目まぐるしくお仕事されているようなイメージがあるので。

(長田教育長)

ほか、ございませんか。

(「はい」の声あり)

(長田教育長)

法定雇用率に比べて、雇用率がぎりぎりクリアぐらいのところできていますので、また一層の努力をする必要があると思えます。よろしくお願いします。

それでは次にまいります。報告事項7、神戸市教育委員会職員の職員団体の活動における職務専念義務違反に関する調査委員会についてです。

報告事項7 神戸市教育委員会職員の職員団体の活動における職務専念義務違反に関する調査委員会について

(長田教育長)

こちらは、神戸市教育委員会職員の職員団体の活動における職務専念義務違反に関する調査委員会の委員委嘱、それと11月1日に開催をされた第1回目の調査委員会の報告です。

この件について御質問等がありましたらお願いします。

一応年内をめどにということ御報告をいただけるということですね。

(藤原教職員課長)

そのようをお願いをしています。

(長田教育長)

ブリーフィングの一番最後には、年内の報告を求められているが、拙速に調査を進めることなく、真相究明の徹底を優先するとあります。

(藤原教職員課長)

委員長がブリーフィングをされたのですけれども、まだこの時点では具体的な資料とかも事務局からお渡しできていない状況です。委員長としては、報道機関向けにはかなり慎重な御説明をされています。スケジュールと正確さのどちらを優先するのだというような感じの質問が記者からありましたので、それはもちろん正確さを優先するという趣旨です。

(長田教育長)

ほか、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

(長田教育長)

それでは続いて教第50号議案、神戸市立学校の授業料に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてです。

教第50号議案 神戸市立学校の授業料に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

(長田教育長)

説明をお願いします。

(竹森学校経営支援課長)

規則改正ですが、事務的な内容になっています。4ページをごらんください。参考資料

をつけていますので、こちらで説明させていただきます。

1の趣旨のところですが、幼稚園の保育料ですけれども、所得によって細かく保育料が区分されています。その中でも市立幼稚園に在園する場合は、経済的な理由により納付が困難な方に対して、さらに細かく減免をしています。民間幼稚園に在園する場合よりも手厚い減免を行っています。その減免を行うに当たって、世帯の市民税の所得割額に応じて減額割合を決めています。このたび、地方税法の改正があり、平成30年度分の税率から指定都市に住所を有する場合、道府県民税が2%、市民税が8%ということで改められています。これは、県費負担教職員の移譲に伴うものです。これを受けて必要な規則改正を行っています。

2番の改正内容ですけれども、指定都市に住所を有する者、これは1月1日が基準になりますけれども、1月1日に指定都市に住所を有する者について、指定都市以外に住所を有する者とみなすということで、要は6%で全て市民税を算定しますというみなし規定を設けたいと思っています。これを行うことによって、所得が同一であるにもかかわらず、住んでいる場所で保育料の取り扱いが異なるということがないように措置を講じたいと思っています。

3のその他のところですが、この保育料については、今年の9月分以降の保育料が対象になってきます。保育料の金額そのものについては、この子ども子育て支援法施行規則で既にみなし規定が設けられています。市立幼稚園の保育料減免に関しては、例年11月中旬以降に保護者に案内を配付していて、順次申請を受け付けていますので、規則改正を行い次第、案内を行っていきたいと考えています。

説明は以上です。

(長田教育長)

御質問・御意見ございますでしょうか。

(梶木委員)

今ごろ聞いて申しわけありませんけれども、授業料の規則になっていて、幼稚園は保育料と言っていますけれども、どちらなのですか。

(竹森学校経営支援課長)

一般的に保育料と申し上げていますけれども、規則上は授業料ですね。

(梶木委員)

一般的には保育料というのは、神戸市がそうなのですか。国もそういうふうに言うのですか。

(竹森学校経営支援課長)

国もそうです。

(梶木委員)

幼稚園の場合は保育料というのですか。

(竹森学校経営支援課長)

はい。

(梶木委員)

ほかの幼稚園の案件とかが出てくるときに、教育施設だと言いながら、授業料ではなく保育料と言っていて、どっちなのかみたいなところがあったので、どういうふうに使っているのかと思っていました。

(竹森学校経営支援課長)

一般的に保育所と同じで、保育料という扱いです。

(梶木委員)

保育にかかわる金額というイメージですね。学校教育じゃないということで。

(竹森学校経営支援課長)

若干違和感がないことはないのですけれども。

(梶木委員)

わかりました。

(長田教育長)

よろしいでしょうか。

それでは、第50号議案は承認とさせていただきますよろしいですか。

(6名の賛成により可決)

(長田教育長)

はい、ありがとうございます。

続いて報告事項6です。柔軟な校区運用についてです。

報告事項6 柔軟な校区運用について

(長田教育長)

こちらは、中央区の山の手小学校区、こうべ小学校区在住の児童について、兵庫区の和田岬小学校、浜山小学校へ就学できる校区運用と、それから長尾小学校区に在住の児童生徒について、大沢小学校、大沢中学校へ就学できるという、そういう校区運用についての報告となっています。

この件について、御質問・御意見ございませんでしょうか。

1点目のほうは、昨年度からですね。

(竹森学校経営支援課長)

はい。昨年度はゼロでしたので、今年度は少し余裕を持ったスケジュールを組んで、今、進めています。新たにチラシも後ろにつけていますけれども、こういった案内もさせていただいています。

(伊東委員)

P T Aの会長さんは御存じですか。以前、何かおっしゃっていましたよね。

(竹森学校経営支援課長)

伝えています。必ずしも賛成はしていただいているのですが、説明はしています。

(伊東委員)

以前、P T A会長だと思いますが、賛成するとか反対するとかは別として、保護者から聞かれたときに答えられるようにしたいという、何かそういうお話をされていました。

(梶木委員)

チラシを配られるときに、例えば浜山小とか和田岬小の学校の教育方針、教育活動などを、こんなことをやっているんですよというのが一緒に配られて、特徴が示せるとちょっと興味を示すと思いますけれども、行けますよというだけのチラシなので、アピール力に欠けるのではないかなと思います。浜山小に行ったらこんな活動をしているとか、和田岬小ではこんなことをしているというのが、裏にでもあるといいと思いますね。説明会に行く前にちょっと目を引く何かがあればと思いますが、もう配られましたよね。

(竹森学校経営支援課長)

もう配っています。

(長田教育長)

いや、もうそのとおりです。追加で配ってもらってもいいくらいです。

(竹森学校経営支援課長)

私どもも、できるだけPRしたいという感覚はあるのですが、一方で先ほども申し上げたように、余り保護者を刺激するのともいうこともあって、今年度はこういう形でさせていただいています。

(長田教育長)

11月17日の説明会には、もちろん今梶木委員がおっしゃったような資料は持っていられるのですか。

(竹森学校経営支援課長)

和田岬小、浜山小はICTも入れていますので、そのあたりも見ていただこうと思います。

(山本委員)

このチラシの入る範囲はどの範囲ですか。

(竹森学校経営支援課長)

こうべ小学校と山の手小学校の在校生の保護者全てと、次の新1年生として新たに入ってくるが見込まれる子供たちの保護者全てです。

(山本委員)

和田岬小と浜山小のほうには、こういうことを今しているというので伝えてはいますか。

(竹森学校経営支援課長)

P T Aのほうには説明はさせていただいていますけれども、チラシを全校配布とか、そこまではしていません。

(山本委員)

この2ページにあるチラシはこうべ小学校に配っている分ですか。

(竹森学校経営支援課長)

はい、これはこうべ小学校に配っている分です。

(山本委員)

山の手小学校には、また山の手小学校版があるわけですか。

(竹森学校経営支援課長)

はい、そうです。

(山本委員)

現在のところの感触や動向みたいなものは何かつかんでいますか。

(竹森学校経営支援課長)

余りかんばしくはないです。

(梶木委員)

中央区側からだけなのですよ。海岸線の反対側の新長田のほうからというのはないですよ。

(竹森学校経営支援課長)

新長田側から和田岬小や浜山小へということですか。

(梶木委員)

同じ感じで地下鉄で1本ですよ。でも新長田側で過密のところというのはないですよ。

(竹森学校経営支援課長)

はい。

(今井委員)

大沢中学校のほうは、抽せんになるのですか。

(竹森学校経営支援課長)

そうです。今年度初めて、この大沢中学校の1年生が抽せんになることになりました。上の表を見ていただくと、大沢のもともとの小学校区の方と、長尾の小学校区から来られている方と、大体1対2の割合になっていて、長尾のほうが圧倒的に多くなっているという状況です。

(梶木委員)

これは本当に抽せんをするのですか。

(竹森学校経営支援課長)

やります。

(梶木委員)

兄弟関係とかそういうのを優先しないでやってしまうのですか。

(竹森学校経営支援課長)

兄弟関係は優先します。

(長田教育長)

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

(長田教育長)

それでは次の報告事項にまいります。報告事項4、組体操についてです。

報告事項4 組体操について

(長田教育長)

こちらは、秋季の運動会が終わりましたので、春も含め年間の運動会・体育会における組体操の報告となっています。

この件について、御質問・御意見がありましたらお願いします。

(梶木委員)

組体操において、事故の件数と骨折件数をそれぞれ示していただいているのですが、組体操の中での骨折以外というのはどんな事故ですか。

(浅野スポーツ体育課首席指導主事)

打ち身、あるいはすり傷、捻挫ですね。事故件数ですので、念のためにお医者さんに行くという案件も全て入っています。

(梶木委員)

例えば、頭を打ってというような、そういう重篤な件はありませんか。

(浅野スポーツ体育課首席指導主事)

今年はなかったです。

(今井委員)

同じ学校で複数事故や骨折が起きているケースもあると思いますけれども、そこもどういふふうになっているか聞けていますか。

(浅野スポーツ体育課首席指導主事)

そうですね。予測ができなかったのだと思いますけれども、途中で指導が入らなかったというのは事実上ありませんけれども、実際におりてから床に立って、立ったけれども後ろにこけて手をついて骨折してしまったりとか、終わってからしゃがんだときにバランスを崩して後ろに倒れてしまったりとかがあって、結局完成してからばんと落ちるのではなくて、終わりしないうまくおられなかったりとか、そういうのがちょっと続いたというふうに聞いていますので、そこはおり方とか、あるいは崩し方ということの徹底が今後必要なのではないかというふうには考えています。

(伊東委員)

台風とかで日数が確保できなくて難易度が下がったのが要因であるという記載がありますが、その次、技の数とか難易度についてのところで、無理のない計画を教育委員会が推奨していくのでしょうか。

(浅野スポーツ体育課首席指導主事)

そういうことです。

(伊東委員)

組体操というのは学校の判断ですよ。

(浅野スポーツ体育課首席指導主事)

もちろん学校の判断ですけれども、例えば今年でいいますと、中学校は1日が土曜日だったものですから、3日から14日までの10日間しか、9月に入ってから練習日程が組めなかったというようなことで、無理のないような計画でということは校長先生方にはお伝えしていたところです。

そのように、十分な時間が確保できなかったり、あるいはその中でもさらに台風等で学校に来られなかった日が加算されると、練習期間というのは随分短かったと思います。学校によっては本当に1学期から練習していたり、夏休みから練習していたりいろいろある

ので一概には言えないのですが、十分な練習時間が取れないときは、しっかりその後の計画に、難易度やその技の数等を反映させて取り組むようにといったことは通知させていただこうというふうに思っています。

(伊東委員)

推奨という言葉に引っかかりました。どうぞ下げてやっていただいて結構ですよというふうにとらえられたら、何か事故があったときに、教育委員会が下げてもいいよというような形にとられるとどうかなと。

(長田教育長)

十分そのあたりを考慮してほしいということですね。

(伊東委員)

はい。

(長田教育長)

ということですね。それと、この委員会としてはというのはとっておいたほうがいいかなと思いますね。

今後も技の数や難易度について無理のない計画となるよう、十分考慮するように学校現場に求めていきたいとかそんな感じのほうがいいですね。

(伊東委員)

皆様がやっているお仕事は、もうそれは間違いないことだと思うので、こういうのを発信して注意をしていただくというのは大切かと思えますけれども。

(長田教育長)

ちょっと今の御意見を踏まえて、またここは訂正しておいてください。

(浅野スポーツ体育課首席指導主事)

わかりました。

(梶木委員)

運動会の時期が9月に入って中ごろというのは、練習のときに暑かったりするのもありますし、練習期間がすごく短いのではないかなと思います。昔の運動会って10月のイメージですけど、その辺の行事のあり方というのを考え直すことはできないですかね。

(浅野スポーツ体育課首席指導主事)

中学校でいいますと、10月・11月に音楽会も含めてずれこんでいくと、オープンハイスクール等が入ってくることや、それと1学期・2学期の両方ともあるのですけれども、トライやるウィークで1週間ほど2年生が丸々いないという状況の中で、その前後に入れることがまずできないです。

それと、3学年とも修学旅行や自然学校に行く学校が大変多いということで、それをどこに持っていかかというのがあります。春にそういうのを全部持っていくと、秋は少しスキますけれども、実際に施設の関係とか、またトライやるの受け入れ側の関係等もあって、学校の思いだけではなかなかむずかしいところもあります。

とはいうものの、4週目に延ばしている学校がこのたび13校ありましたので、まさか台風でこれだけ流れるとは思っていなかったということもあって、8月末に中学校はもう授業が開始していますので、そこから運動会の練習も始まっているというようなことも勘案して、予定どおりいけばうまくいくという中で計画があったのではないかなというふうに思います。

小学校は熱中症対策の関係で徐々にですけれども、春のほうに移行している傾向があるのかなというふうには思っています。やはり秋になると、全校生用にテントを建てないといけないとか、非常に練習も短くしないといけないとか、そういうこともあって、小学校に限っていえば春への移行というのが今後ふえてくるのではないかなというふうに予想しています。

(梶木委員)

命にかかわるような事故が起こる可能性があることなので、やはりやるからには練習期間をしっかりとれるような行事の組み立てで、ほかとのバランスもあるでしょうけれども、ほかにやめられるものをやめていくんだという行事の精選もすごく言われているので、練習の期間が足りないのであれば組体操をやめるとか、そういう判断にしていこうようにしないと、やはりなかなか減らないと思います。

だから、何が何でも組体操じゃないとという考え方は減ってきていると思いますけれども、子供の体力も落ちてきていることを考えると、資料を見ると手をつけて手首の骨を折るみたいなのがすごく多いので、本当にその後の生活を考えるとすごく支障もあると思いますから、実施時期や十分な練習期間というのを、逆に教育委員会のほうで推奨じゃないのですけれども、十分な練習期間をとることを言ってもいいのかなとは思っています。やるからにはということですね。でも、練習期間が延びると、結構練習のときに骨折していますから難しいですね。

(浅野スポーツ体育課首席指導主事)

余り長くなればなるほど事故件数もふえてくるような気がします。要は限られた時間の

中で何ができるかをしっかり計画を立てることが大切なのかなと思います。

(梶木委員)

あとはもちろんですが、日ごろの体力アップですね。

(浅野スポーツ体育課首席指導主事)

そうですね。春季、秋季とも運動会前には必ずこちらからは健康と安全管理について通知文も出させていただいていますので、それも含めて一緒に通知したいなというふうには思っています。

(山本委員)

今年も6つ、7つの運動会・体育会を見せていただきましたけれども、ずっと継続してスポーツ体育課のほうから安全面への配慮の周知・啓発をいただいているので、随分そのあたりについての意識は上がってきたかなと思います。特に、組体操のときの技に対する補助の仕方とか、入り方とかは本当に変わってきたかなと思います。ただ、ますますの事故防止に向けて、重ねて周知・啓発を行っていくということは非常に大事ななことかと思うので、これからも毎年時期がきたら、またそれ以外の機会をとらまえても、周知・啓発をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

(長田教育長)

ほかにいろいろと個別案件のほうでも御意見とか御質問があると思いますので、別途後ほど少し時間をとらせていただきたいと思います。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

その他報告事項 主要行事の報告と予定

(長田教育長)

その他報告事項で、主要行事の報告と予定についてお配りさせていただいています。10月30日以降の主要行事、それから今後の主要行事予定です。次回の教育委員会会議の日程ですが11月19日月曜日となっています。

御質問ございませんでしょうか。

そのほか、この会議で取り上げるべき項目等について御意見ございませんか。

(今井委員)

成人年齢の引き下げに伴って、高校を中心に消費者教育をしっかりとやるようにというのが文科省からも通知とかがきています。それについての今の検討状況とか、どうしていくかとかを、一度この会議の場でも報告をお願いします。

(長田教育長)

消費者教育ですね。これまでも取り組んでいる部分もありますし、これから法改正を受けて取り組んでいこうとしている、そういった方向性というような格好ですね。

また、次回以降で御報告をしてください。

(伊東委員)

先日、次男の音楽会を聞きに行って思ったことですが、子供たちはすごく一生懸命演奏したり、歌を歌ったりしているのですが、保護者のマナーが年々悪くなっていて、音楽を聞きに行く場のマナーとか、そういうものが変わらないといけないのかなと感じています。例えば携帯が鳴ったりとか、小さな子供に罪はありませんけれども、小さな子供が騒いでしまうとか、自分の学年じゃないときにはしゃべってしまうとかという、通常その辺のホールでする音楽会——あじさいコンサートなどでもルールがあるように、音楽を聞くにはこういうものだよという、何かちょっと寂しい話なのですけれども、そういうのがあってもいいのかなというのを少し感じました。せっかく一生懸命、先生が曲を選んで、音楽を子供たちが一生懸命演奏しているところに、そういうことが入ってくるのがちょっと多くなってきているかなというのを感じました。ここで言うことかわからないですけれどもそれを思っています。

(長田教育長)

私も水木小学校に行きましたけれども、始まる前に子供たちが注意事項と言って、さっき伊東先生が言われた携帯電話について、これはだめ、これはこうしてくださいと4点ほど注意事項を言っているにもかかわらず、非常にいい音楽会で子供たちが一生懸命頑張って一体感もあって、本当にいい音楽会だったのですけれども、確かに見ている側の保護者のマナーが若干気になりましたね。

(伊東委員)

注意というよりも、音楽や芸術を鑑賞するときにはこういうマナーでと、図書館で騒がないでというのと一緒に、何かそういうのが次年度からあってもいいのかなと思いました。

(長田教育長)

はい、ありがとうございます。

ほかに何かございましたら、事務局のほうまでお伝えをいただきたいと思います。

ここで公開案件については全て終了しましたので、恐れ入りますが傍聴者の方々は御退席をお願いします。

閉会：午後 6 時 5 分